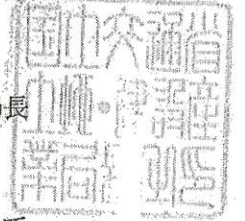


国土建労第 693 号

令和元年 9 月 13 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」の公布について

令和元年 9 月 13 日、「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第 541 号）」が公布されましたので、通知いたします。

建設分野においては、復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に適確に対応するため、国内人材の確保を基本としつつ、平成 27 年度より、緊急かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人建設就労者を受け入れる「外国人建設就労者受入事業」を行っています。

今般、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の改正により、第 2 号技能実習終了後の一時帰国の時期について、従前認められていた第 3 号技能実習の開始前に加えて、第 3 号技能実習の開始後 1 年以内の一時帰国も認められることとなりました。

これに伴い、外国人建設就労者受入事業においても、技能実習終了後引き続き建設特定活動を開始してから 1 年以内に一時帰国することを認めることとする改正を行います。なお、建設特定活動開始から 1 年以内の間に行う一時帰国に係る旅費については、技能実習制度における一時帰国旅費の負担の原則に鑑み、特定監理団体が負担することとします。

各団体におかれては、傘下企業等に対し、本告示の内容について、周知をお願いいたします。

【別紙】

別紙 1 外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第 541 号）

別紙 2 参考資料

○国土交通省告示第五百四十一号

外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示

外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

必 正 務

第5 受入建設企業及び適正監理計画

1 受入建設企業になろうとする者は、第4の認定を受けた特定監理団体と共同で、外国人建設就労者の適正な監理に関する計画（以下「適正監理計画」という。）を策定し、受入建設企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に認定を申請しなければならない。適正監理計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

(1) (略)

(2) 受け入れる外国人建設就労者に関する次に掲げる事項

①～⑤ (略)

⑥ 帰国期間（一時帰国の期間を含む。）

⑦・⑧ (略)

2 国土交通大臣は、1の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、申請に係る適正監理計画の認定をすることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 1(2)⑤の期間が2年間（外国人建設就労者が第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国している場合又は第三号技能実習を修了している場合においては、3年間）を超えないこと。ただし、第二号技能実習又は第三号技能実習の修了後引き続き建設特定活動を開始してから1年以内に建設特定活動を休止して1か月以上1年未満の期間一時帰国した後、休止している建設特定活動を再開する予定である場合の一時帰国の期間は含まないものとする。

(4) 第二号技能実習を修了した者が建設特定活動に従事する場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

① 第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1か月

必 出 題

第5 受入建設企業及び適正監理計画

1 受入建設企業になろうとする者は、第4の認定を受けた特定監理団体と共同で、外国人建設就労者の適正な監理に関する計画（以下「適正監理計画」という。）を策定し、受入建設企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に認定を申請しなければならない。適正監理計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

(1) (略)

(2) 受け入れる外国人建設就労者に関する次に掲げる事項

①～⑤ (略)

⑥ 帰国期間

⑦・⑧ (略)

2 国土交通大臣は、1の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、申請に係る適正監理計画の認定をすることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 1(2)⑤の期間が2年間（外国人建設就労者が第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後1年以上が経過している場合又は第三号技能実習を修了している場合においては、3年間）を超えないこと。

(4) 第二号技能実習に従事した者が建設特定活動に従事する場合、第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1か月を経過していること。

(新設)

以上帰国してから建設特定活動を開始するものであること。

② 第二号技能実習の修了後引き続き建設特定活動を開始してから1年以内に建設特定活動を休止して国籍又は住所を有する国に1か月以上1年未満の期間一時帰国した後、休止している建設特定活動を再開するものであること。

(5) 第三号技能実習を修了した者が建設特定活動に従事する場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

① 第三号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから建設特定活動を開始するものであること（②に該当する場合を除く。）。

② 第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから第三号技能実習を開始し、かつ、当該第三号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1か月以上帰国してから建設特定活動を開始するものであること。

③ 第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから第三号技能実習を開始し、かつ、当該第三号技能実習の修了後引き続き建設特定活動を開始してから1年以内に建設特定活動を休止して1か月以上1年未満の期間一時帰国した後、休止している建設特定活動を再開するものであること。

(6)～(8) (略)

第10 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

1 受入建設企業は、外国人建設就労者が帰国旅費（3の一時帰国に要する旅費を除く。）を支弁できないときは当該帰国旅費を負担しなければならない。

2 (略)

3 特定監理団体は、外国人建設就労者の第5の2(4)②又は(5)③の一時帰国に要する旅費を負担しなければならない。

(新設)

(5) 第三号技能実習に従事した者が建設特定活動に従事する場合、第三号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年（第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年を経過した後に第三号技能実習に従事した場合においては、1か月）を経過していること。

(新設)

(新設)

(新設)

(6)～(8) (略)

第10 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

1 受入建設企業は、外国人建設就労者が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。

2 (略)

(新設)

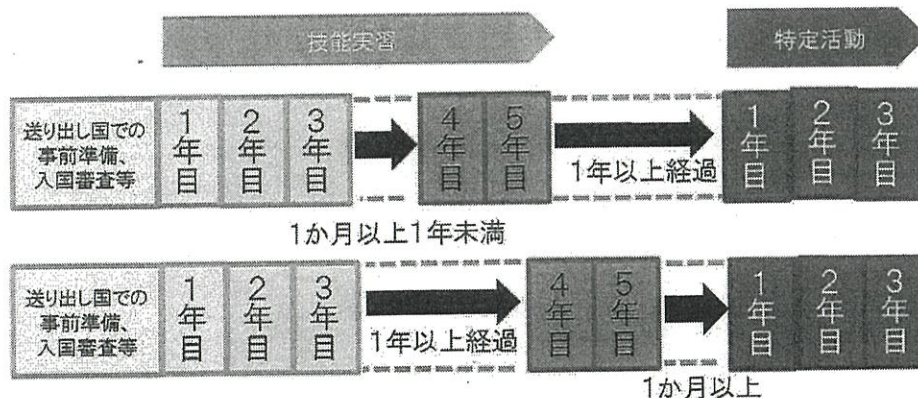
附 則

この告示は公布の日から施行する。

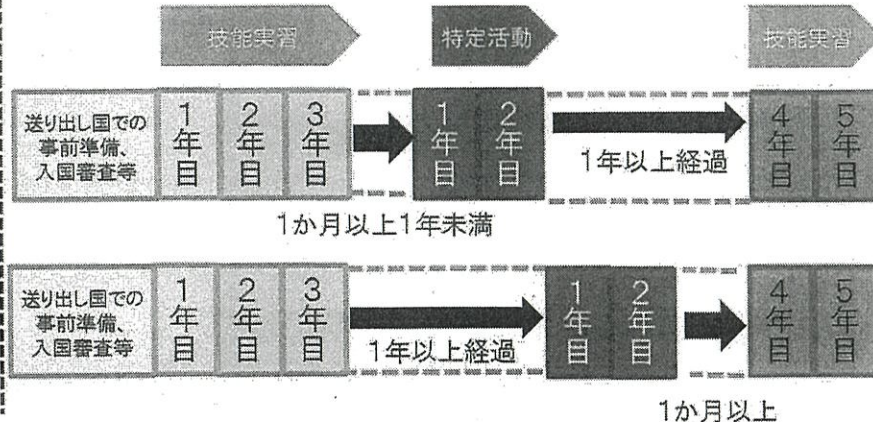
技能実習の一時帰国期間変更(柔軟化)に伴う 「外国人建設就労者受入事業に関する告示」等の改正について

これまでの就労形態

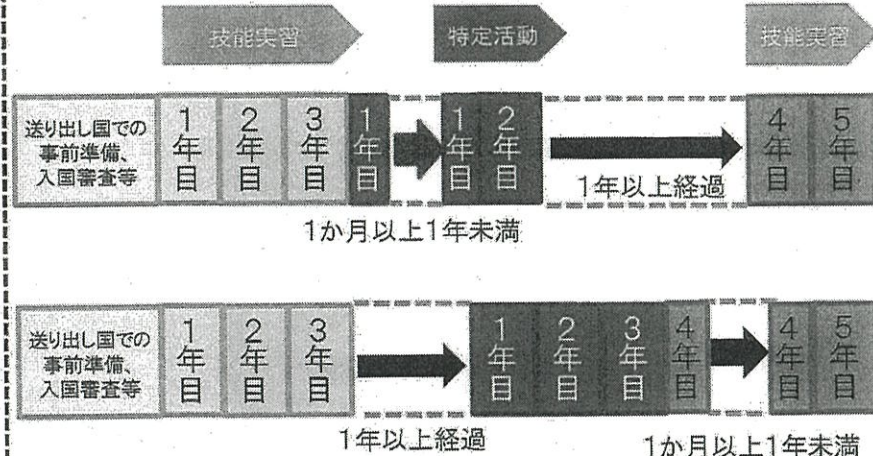
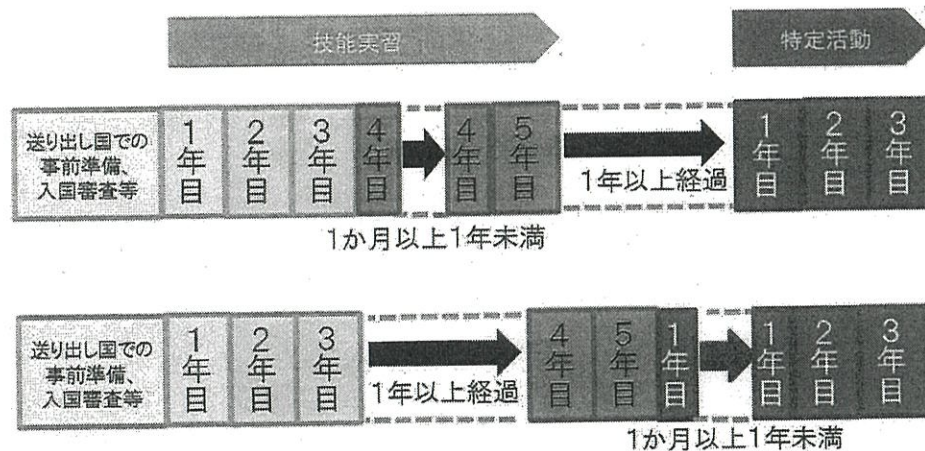
＜第2号技能実習→第3号技能実習→建設特定活動＞



＜第2号技能実習→建設特定活動→第3号技能実習＞



今般の告示改正により認められる就労形態



※建設特定活動開始から1年以内の間に行う一時帰国に係る旅費については、特定監理団体が負担する。